

第7回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事概要

◆日 時 平成20年1月21日(月) 13:00~15:00

◆場 所 上北山村振興センター

◆出席者

<委員等>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授(ご欠席)
村上 興正	元京都大学 講師(ご欠席)
横田 岳人	龍谷大学 講師

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	(ご欠席)
奈良県農林部森林保全課	係長 中川 康博
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村建設産業課	主幹 松島 克典
川上村地域振興課	主事 辰巳 龍三
大台町宮川総合支所産業室	(ご欠席)

<関係団体等>

上北山村議会経済常任委員会	(ご欠席)
上北山村観光協会	会長 更谷 昌美
上北山村漁業協同組合	組合長 金山 進英
上北山区区長会	(ご欠席)
上北山村商工会	会長 中谷 守孝
(財) グリーンパークかわかみ	(ご欠席)
大杉谷自然学校	事務局長 森 正裕
近畿日本鉄道(株) 大阪輸送統括部運輸部営業課	(ご欠席)
山岳ガイドクラブ 北山いこら	代表 岩本 崇
奈良県労働者山岳連盟	(ご欠席)
奈良県山岳連盟	(ご欠席)
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株) 吉野営業所	(ご欠席)
(社) 日本山岳会関西支部	自然保護委員長 斧田 一陽
特定非営利活動法人	

森と人のネットワーク・奈良	(ご欠席)
大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三
吉野きたやま森林組合	専務 富室 良城
吉野熊野観光開発（株）	専務取締役 林 彪
ワーク21かみきたやま	会長 平山 孝一

(以上敬称略)

<事務局>

環境省近畿地方環境事務所	統括自然保護企画官 田邊 仁
	国立公園・保全整備課長 杉田 高行
	自然保護官 福原 裕
	自然保護官 櫻澤 裕樹
同 吉野自然保護官事務所	自然保護官 羽井佐 幸宏
	自然保護官補佐 釜田 淳志
(株) スペースビジョン研究所	宮前 保子

◆議 事

- (1) 平成19年度西大台利用調整地区の運用結果について
- (2) 平成20年度西大台利用調整地区の運用計画について

◆議事概要

○委員等からの主な意見等

(協議会の位置付けについて)

- ・今後の運用計画（案）について、この協議会の意見によって、変更する可能性はあるのか。
→この協議会での議論によって、運用計画（案）の変更を行う可能性はある。ただし、制度的に、変更の手続きには時間がかかるので、すぐに平成20年度の運用計画において、全ての意見に対応することは難しい。

(モニタリング調査について)

- ・資料2-3、P.3に駐車場の年間駐車台数があげられているが、この台数には、ドライブウェイ上の路肩駐車台数も含まれているか。
→駐車場外の路肩駐車台数も含まれている。
- ・今年度の認定事務の中で、申請の中に、認定の条件に合わないような内容があるなどの問題はなかつたか。
→規定人数より多いグループ人数で申請するなどの問題は無かった。申請書にあった不備な点としては、名前の記載に間違いがある、必要項目を記載していない、等であった。その他には、予約の段階で、複数の日を予約したいという人や、当日、窓口に来て認定を受けたいという人がいた。

- ・認定者数が、上限人数のわずか 10.3% となっているが、この点については、どのように捉えているか。
上限いっぱいまで増やすということを目指しているのか、それともこの低い値で良いという考え方。
→上限は、極端な利用集中をさけることを目的として設定。利用調整の趣旨は、自然環境の保全と質の高い利用である。仮に上限いっぱいまで利用者数があった場合、平成 17 年や 18 年の倍の利用者数になり、自然環境への負荷がかかることが予想されることもあり積極的に上限までの人数を増やすということは不適切と考える。しかし、利用を前提としているなかで上限に対し利用割合が低い割合を示していることから、現状の人数が最適とも言い切れない。今後の状況を見ながら、より良い利用が可能となるように検討していきたい。

(認定手続きについて)

- ・昨年度は、大きな災害があり、村内の施設等の経営も非常に厳しい状況にある。そのような状況の中で、昨年 9 月～11 月の認定者数がわずか 452 名であったというのは、村にとってのデメリットは非常に大きい。利用者減を少しでもくいとめるため、指定認定期間の窓口に直接来た人については、当日あるいは翌日の認定を発行できるように手続きを変更できないか。
- ・大台ヶ原に来てから、利用調整制度を知る人も多いと思うので、上北山村の宿泊施設に泊まった人については、別に認定の枠を設けて、直接窓口で、翌日の利用認定を発行するようにして欲しい。
- ・2 週間前までの申込み期限を、せめて 1 週間前までに変更して欲しい。今年度の認定事務の実施状況でも、当日または翌日に認定証を発行している場合が多いので、期間の短縮は可能だと思う。
→今年度は、3 ヶ月間のみの実績であるので、手続きを変更するにしても、変更の根拠となる情報が不足している。また、通年で実施した場合、事務が対応可能であるかも不明である。そのため、もう 1 年、本年度と同じ内容で実施してから、上記の認定手続きの変更等について検討したいと考える。また、制度的にも、認定手続きの変更には、時間がかかるため、平成 20 年度の運用計画については、変更が難しい。そのため、21 年度に向けて、手続き方法の変更等について検討を行いたい。
- ・認定者の中で、キャンセルしている人が多いので、キャンセル者数を減らすためにも、急に行けなくなった人が出た場合、別の人に対する認定枠を譲れるようにして欲しい。
- 自然公園法において、認定は、申請者個人に対してなされることになっているので、制度上、そういった対応は出来ない。
- ・利用調整の開始後、西大台地区から小処温泉方面に下る登山者の数が非常に少なくなってしまっており、問題である。また、グループの最大人数が 10 人と決められているが、これだとマイクロバスのツアーが組めないという問題がある。グループ人数の上限を、せめて 20 人に増やして欲しい。

(協議会における今後の議論について)

- ・利用者アンケートでも、様々な要望や課題が出されており、また、本日の議論の中でも多くの課題が出されているので、これらについては、それぞれ具体的な対応策を出していく必要がある。意見を聞きっぱなしにするのではなく、少なくとも来年度の早い時期には、今回出た課題について改めて検討する場を持つ必要がある。
- ・協議会が 1 年に 1 回だけというのは、継続的な議論を行う上で、ふさわしくない。せめて 2 回は開催

するようにして欲しい。

- 今回、出された課題については、平成 20 年度から対応することは難しいが、重要なご指摘として受け止め、今後も次年度以降の運用計画について継続的に改善を検討していくこととする。また、協議会については、平成 20 年度は、年 2 回、開催する方向で進めることとし、時期については、たとえば春、夏の利用ピークが終わった後の 9 月頃を目途に検討する。
- ・今回の課題については、次回の協議会で、明確な対応策を出していただきたい。協議会が合意形成の場としての役割が果たせるよう、努力していただきたい。